

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぷろぼの（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、次条に定める報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間25万円以内とする。

3 理事に対する報酬は、別記1に定める額とする。

4 監事の報酬は、別記1に定める額とする。

5 評議員の報酬は、別記2に定める額とする。

6 報酬額は評議員会で決定する。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は 支払事由が発生した月に当該月の末日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 職員の立場を有する理事については、直近の給与支払日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

3 職員の立場を有する理事については、役員報酬金額を明確にしたうえで、給与に含めて支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月17日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は平成29年9月25日から施行し、平成29年6月17日から適用する。

別記1 理事及び監事の報酬

・理事及び監事：理事会・評議員会出席の都度 1人 10,000円(源泉徴収後の金額)

ただし、理事として職員の立場を有する者は、1人 10,000円(源泉徴収前の金額)

とする。

・理事及び監事：理事長の委嘱を受けてこの法人の業務に従事した時

1人一日当たり 10,000円(源泉徴収後の金額)

ただし、理事として職員の立場を有する者は、業務の一環であることから無報酬とする。

・監査報酬：1会計年度につき 1人 20,000円(源泉徴収後の金額)

別記2 評議員の報酬

・評議員会出席の都度 1人 8,000円(源泉徴収後の金額)